

○ 物販店等、条例の第1種施設の一部における禁煙について

施設		条例 (2019. 7. 1)	法 (2020. 4. 1)	条例 (2019. 7. 1)	法 (2020. 4. 1)
(条例) 別表第1	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など	(条例) 第1種施設	(法) 第一種施設	禁煙 (屋内完全禁煙) (屋外喫煙所設置可)	敷地内禁煙 (屋内完全禁煙) (屋外喫煙所設置可)
	病院、診療所又は助産所				
	薬局				
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所				
	介護医療院、介護老人保健施設				
	保育所、児童厚生施設、児童福祉施設など				
行政機関庁舎					
<上記以外の条例第1種施設> 物販店、映画館、劇場、運動施設、銀行、動物園、遊園地など	(条例) 第1種施設	(法) 第二種施設	禁煙 (喫煙室設置可)	禁煙 (喫煙室設置可) + (指定たばこ専用室 で飲食提供可)	
旅客運送用電車、自動車その他の車両又は船舶(運行路線又は就航航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。)	(条例) 第1種施設	旅客運送事業 鉄道等車両			
		旅客運送事業 船舶			